

静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証制度実施要綱

第1 目的

外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる「インターカルチュラル」の理念に賛同し、かつ実践的な取組をしている者を知事が認証することにより、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、事業所とは、県内に本社又は営業所等があり、県内において事業活動を行う企業、団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人事業主をいう。

第3 申請

認証を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、「静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証申請書」（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証審査票（様式第3号）
- (3) (2)に記載した実績、取組等が確認できる書類
- (4) 就業規則又は労働協約（写）（労働基準監督署に届け出たもの）
- (5) 代表者の本人確認書類（写）（個人事業主に限る）
- (6) その他知事が必要と認める書類

第4 認証要件

知事は、申請者のうち、次の要件を全て満たす事業所を「静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証事業所」（以下「認証事業所」という。）として認証するものとする。

- (1) 静岡県多文化共生シンボルマークを活用し、インターカルチュラルの理念に賛同していること。
- (2) 労働関係法令並びに出入国関係法令等に違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (3) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営むものでないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 多文化共生に資する取組を実施し、次に掲げる外国人の雇用状況に応じて、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 外国人従業員を雇用している場合 次に掲げる要件のいずれも満たしていること

- (ア) 外国人従業員を適正に雇用していること
 - (イ) 外国人従業員の日本社会への適応を支援していること
 - (ウ) 事業所内の多文化共生意識を醸成していること
- イ 外国人従業員を雇用していない場合 次に掲げる要件のいずれも満たしていること
- (ア) 日本人と外国人がともに活力ある地域社会を作る取組を実施又は協力、支援していること
 - (イ) 外国人顧客や住民に対して、やさしい日本語や多言語による対応をしていること
 - (ウ) 事業所内の多文化共生意識を醸成していること

第5 審査

知事は、第3の申請書等を審査の上、必要に応じ実地調査を実施するものとする。

第6 認証

知事は、第4の規定により認証したときは、「静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証書」(様式第4号)を交付するものとする。

- 2 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、引き続き認証を受けようとする事業所については、改めて申請するものとする。

第7 公表

知事は、認証事業所の名称や取組内容などの認証の概要について、県のホームページ等で広く公表するものとする。

第8 認証事業所の責務

認証事業所は、インターカルチュラルの理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する多文化共生に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人従業員等及びその家族に対する日本の制度・ルールへの周知、日本語学習の機会の提供その他の日本で生活するための受入環境整備に努めるものとする。

第9 変更の届出

認証事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに「静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証変更届出書」(様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称を変更したとき
- (2) 事業所の所在地を変更したとき
- (3) 第4各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

第10 認証の取消し

知事は、認証事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証を取り消すものとする。

- (1) 第4各号のいずれかの要件を満たさないことが明らかになったとき
- (2) 労働基準法及びその他関係法令に違反する重大な事実が認められたとき
- (3) その他認証事業所として適当でなくなったと認められたとき

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して当該事業所にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により、認定の取消しを受けた事業所は、速やかに静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証書を知事に返納しなければならない。

第11 所掌

この要綱に関する事務は、企画部多文化共生課において所掌する。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（要綱第3関係）

静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証申請書

略（別添のとおり）

誓約書

私は外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる「インターカルチュラル」の理念に賛同するとともに、静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- 1 労働関係法令並びに出入国関係法令等に違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- 2 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当していないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していないこと。
- 3 風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営むものでないこと。
- 4 県税その他の租税を滞納していないこと。
- 5 外国人を雇用している場合は、以下の事項を満たしていること。
 - ・在留資格に定められた就労をさせていること。
 - ・不法就労をさせていないこと。
 - ・社会保険、雇用保険、労災保険を適切に運用していること。
 - ・「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」に努めていること。

以上

年 月 日

静岡県知事 様

申請者住所 _____
名称 _____
代表者氏名 _____

（自署又は代表者印を押印）

様式第3号（要綱第3関係）

静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証審査票

略（別添のとおり）

様式第4号（要綱第6関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証書



認証番号 第 号

事業所名

認証期間 年 月 日から3年間

貴事業所は、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる「インターカルチュラル」の理念に賛同し、かつ実践的な取組をしていることから、静岡県インターカルチュラル賛同事業所として認証します。

静岡県知事

様式第5号（要綱第9関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証変更届出書

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

事業者名
代表者職氏名

静岡県インターカルチュラル賛同事業所について、下記のとおり認証事項に変更等がありましたので、静岡県インターカルチュラル賛同事業所認証制度実施要綱第9の規定により届け出ます。

記

認証番号		
事業所の名称	新	
	旧	
事業所の所在地	新	
	旧	
認証要件を満たさなくなった事項		

担 当
電話番号